

【ポスター発表】

**福祉的支援が必要な非行少年・若年犯罪者に対する  
社会復帰支援のあり方に関する一考察**

ーノルウェーにおける矯正サービスとの比較を通してー

○ 四国学院大学 氏名 北川 裕美子 (6706)

キーワード：社会復帰支援・インポート&amp;エクスポートモデル・ソーシャルコンタクト

**1. 研究目的**

2015年の新少年院法制定に伴い、「在院者の社会復帰支援に関する訓令」が通達され、適切な帰住予定地選定や、出院後に利用可能な医療機関や福祉サービスの確保、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の発給等、多職種・多機関との連携・調整が求められている。このような社会復帰支援については、少年院に配属されているソーシャルワーカーが実施していることが多い。

さらに2022年度の少年院法改正により、矯正教育の実施状況や、在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情に加え、聴取した心情等その他の被害者等に関する事情についても考慮するものとするとの規定が加えられた(44条3項)。このように、少年院がコーディネーターとしての役割を果たし、医療・福祉関係機関を含めた更なる連携の推進が大きな課題となっている。

一方でノルウェーを含む北欧では、非行少年においては15歳から18歳までについては刑務所に収容しないことを原則とし、地方自治体や福祉の一領域としての社会復帰支援が中心とされている。

日本でも、より良い社会復帰支援を考える上で、少年を取り巻く家族や、家庭、学校、職場、地域など多様な環境面を視野に入れたアプローチが必要であると思われるが、他の公的教育機関・児童福祉施設と比べ、「法令による拘禁」であり、閉鎖性・拘束性の強い環境での生活を余儀なくされるという特質からも、まだ十分に確立されてはおらず、少年院出院後の社会復帰支援に特化したプログラムの開発が喫緊の課題である。

そこで本発表では、非行少年および若年犯罪者に対する有用的かつ実効性の高い社会復帰支援のあり方を、ノルウェーで実施されている矯正サービスを参考に考察することとする。

**2. 研究の視点および方法**

2024年2月に、ノルウェー矯正局の職員1名およびノルウェーで若年者の居住支援を行う民間施設のスタッフ6名に対して、半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。質問内容は、少年刑務所の若年犯罪者における社会復帰プログラムの実際・少年刑務所を退所した少年に対するかかわりのプロセス等であった。

### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理規定に準拠したインフォームド・コンセントの内容は書面  
で示し、かつ口頭にて教示した。本発表に関連し、開示すべきCOIはない。

### 4. 研究結果

2024年現在で、少年刑務所はノルウェーに2か所あり、在院者は全体で8人程度、放  
火、殺人、重大で深刻な暴力などの理由で収容されている。在院中のプログラムとしては、  
社会的な繋がり（ソーシャルコンタクト）を作ることに重点を置いており、同世代同士で  
のコミュニケーションの時間やアクティビティのプログラムを最低でも2時間ほどかけて  
実施している。今後は8時間から12時間ほどの時間に延長し、自分たちの間でコミュニ  
ケーションできるような環境を整えることを検討しているとのことであった。

他方、ノルウェーには Norway Labour and Welfare Administration (NAV) という組織  
があり、国と地方自治体が共同で全国約456ヶ所に設置している。就労を支援するため、  
職業紹介や職業訓練だけでなく、住宅の確保や最初の給料が支払われるまでの生活費の給  
付など、必要なサービスを1つの窓口で行うために作られた。現在では6ヶ所の刑務所を  
対象に、NAVから常勤の駐在員を派遣し、受刑者と直接やり取りしながらサービスを提供  
するプロジェクトが行われている。このプロジェクトでは、1990年代以降、修復的司法の  
概念を取り入れたニルス・クリスティが1970年頃より提唱している「インポート&エク  
スポートモデル」を積極的に適用している。「インポート&エクスポートモデル」とは、刑  
務所の外の地域社会のサービスを担っている公的機関が、刑務所でのサービスを担う仕組  
みのことを指し、矯正施設がオープンにNAVを中心に、政府・市町村・赤十字等と連携  
して再犯防止に向けた取り組みを行っている。今回インタビューを行った居住支援を行っ  
ている民間施設では18~23歳の若年者を対象としており、少年刑務所在院者の場合、NAV  
からの依頼を受けて賃貸契約を維持したり、住宅を確保したりすることで、彼らが出所後  
すぐに生活できるような環境を整えている。

### 5. 考察

日本では、少年院在院者の社会復帰支援については社会内処遇（保護局）と施設内処遇  
（矯正局）とで管轄が異なり二分化されている。管轄を超え、医療的・教育的支援等も含  
め地域における社会資源を積極的に活用し、オープンな形でそれぞれの役割、職業アイデ  
ンティティ、職業倫理について異なる理解をもつ専門職が集まり、交流をするような組織  
づくりを構築することが重要であると考えられる。

※本研究はJSPS科研費JP20K02692の助成を受け実施した研究成果の一部である。

参考文献：Fredwall, T. E. & Larsen, I. B. (2020). Plikt til samarbeid, invitasjon til konflikt?  
Sykepleierrollen i norske høysikkerhetsfengsel. Cappelen Damm Akademisk, 73-100.